

# 人権 いながわ

2023(令和5)年

12月1日

第37号

編集・発行  
猪名川町人権推進室

## 「誰か」のこと じゃない

12月4日から  
10日まで  
人権週間です

国際連合は、1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「世界人権デー」と定め、すべての加盟国にこの日を記念した人権啓発行事を実施するよう呼びかけています。

日本では「世界人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)を「人権週間」と定め、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動を行っています。

一人ひとりがお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重することが大切です。すべての人の人権が尊重されるまちを私たちみんなで築いていきましょう。猪名川町では、町民のみなさんに人権についての理解を深めるきっかけにもらえるよう様々な啓発教材・資料等をご用意しています。

## 人権を考える町民のつどい

主催	猪名川町 猪名川町教育委員会 猪名川町人権・同和教育研究協議会
日時	12月10日(日) 14:00～16:00(開場13:30～)
場所	猪名川町文化体育館 小ホール
プログラム	14:00 開会行事

入場無料

手話通訳・要約筆記  
ヒアリンググループあり

### 人権啓発作品(標語・絵手紙・習字)入選者表彰式

一人ひとりの人権が大切にされ、温かいまちになることを願って、広く住民のみなさんから作品を募集しました。この「つどい」で、入選作品を表彰します。

(入選作品は小ホール入り口に展示します)

14:30 講演会

演題 **沈黙のヤングケアラー**  
～その笑顔の内側に～

講師 **黒光 さおり** さん

(社会福祉士・公認心理師・元ヤングケアラー・スクールソーシャルワーカー・キャンパスカウンセラー)

16:00 閉会



### 講師プロフィール

尼崎ティーンズ応援ネットワークを立ち上げ、尼崎市内でヤングケアラー当事者会を主催。ヤングケアラー支援のあり方について、現場や当事者の思いを伝えるため、各地で講演活動を行っている。

他に神戸市内で子ども食堂および学習支援を立ち上げ、子どもが作って大人が代金を支払って食べるティーンズビストロを運営している。

## 7 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、集合住宅への入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

## 9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 11 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

## 15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長したりするような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

## 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

## 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 16 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(法務省ホームページより)



# 人権意識を高めるために

猪名川町では、同和問題の解決をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者などあらゆる人の人権が尊重されるまちづくりをめざし、人権啓発活動を行っています。その際、法務省が毎年定める重点目標の下、強調事項として掲げる17の項目を中心に、町民の皆様にも人権への正しい理解を呼びかけています。

## 人権啓発重点目標

### 「誰か」のこと じゃない。

いじめや体罰・虐待など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもの人権をめぐる状況は一層深刻化しています。こうした悩みを抱える子どもの声をすくいあげ、必要な支援を行うことで、社会全体がその健やかな成長を後押ししていかなければなりません。子どもの人権擁護のための啓発活動にしっかりと取り組みます。

大きな社会問題であるインターネット上での誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信は、深刻な被害を招きかねないものです。インターネット利用のルールとマナーに関する効果的な啓発活動を行います。

マイノリティに対する偏見・差別の解消も、重要な課題です。多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指し、啓発活動に取り組みます。

このように、様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、受け手を意識した啓発内容の工夫や、SNSを含むインターネットの積極的な活用等、各種啓発活動を幅広く行います。

## 啓発活動強調事項

### 1 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 3 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 5 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 2 こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害があることを理由とした人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## 人権相談のご案内 ~ひとりで悩まずにご相談ください~

町では、人権擁護委員による人権相談を、月1回実施しています。家庭内の問題（夫婦、親子、相続）やいじめの問題、高齢者への虐待、女性に対するセクハラなど、日常生活での人権に関するお悩みや気になることがありましたら何でもご相談ください。

相談は無料で、秘密は堅く守られますので、お気軽にお越しください。

実施日：毎月第2水曜日 午後1時～4時

相談開設日	場 所
12月6日	日生住民センター 六瀬総合センター
1月10日	六瀬総合センター
2月14日	猪名川町役場
3月13日	日生住民センター



### ※街頭啓発を実施

人権週間に伴い、法務省人権擁護委員が人権啓発グッズを配布し、人権意識の街頭啓発を実施します。

◇と き：12月6日（水）午前11時から

◇と ころ：日生中央サピエ出入口付近

### ※セクシュアルマイノリティ電話相談

〈毎月第2水曜日 9：00～12：00〉

自分<sup>は</sup>自分<sup>ありのまま</sup>生きよう

自分の性や性的指向に関する相談など、様々な相談に応じます。

相談は無料、秘密厳守、匿名相談OKです。LGBTQ当事者の相談員が対応します。

ひとりで悩まないで、ひとりで抱え込まないで、一度話をしてみよう、聞いてみよう。

気軽にお電話ください。

セクマイほっとライン「にじいろ相談いながわ」

TEL：090-3434-8107



相談員 前田 良

## 本人が知らないうちに住民票の写しなどが不正に取られているかも！？

住民票の写しなどの不正取得を防止するために導入された制度が「本人通知制度」です。住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、希望する本人に交付したことをお知らせする制度で、事前に登録しておけば、身に覚えがない交付を知らせてもらえることから、不正取得の抑止や防止が期待できる制度です。猪名川町では、平成27年10月よりこの制度を導入し、不正取得の抑止・防止に努めています。

### 「本人通知制度」の活用をぜひご検討ください。

「本人通知制度事前登録申出書」は、猪名川町役場・日生住民センター・六瀬総合センターにあります。  
(問い合わせ 住民課 ☎766-8700)

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの一週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

現在、17名の政府認定拉致被害者のうち、兵庫県関係者は有本恵子さん、田中実さんの2名です。この他にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

拉致被害者の方たちは、かけがえのない人生を奪われました。その家族も、激しい憤りと悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っています。兵庫県は、北朝鮮拉致問題について国の要望活動とともに、「ブルーリボン運動」「拉致被害者・家族義援金募集」への支援に取り組んでいます。

猪名川町では、中央公民館（12月21日～12月28日）と六瀬総合センター（1月4日～1月12日）で、「北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展」を行います。



「人権 いながわ 第37号」令和5年12月1日 編集・発行／猪名川町人権推進室（六瀬総合センター）  
〒666-0227 猪名川町笹尾字黒添エ22-1 ☎072-768-0217  
電子メール inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp